

# 平成22年度 トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入支援制度の概要

## 【制度の概要】

自動車ターミナル事業（一般トラックターミナル）、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、第一種又は第二種鉄道事業（貨物の運送を行う事業に限る）に供する施設の設備省エネ化に対する支援制度

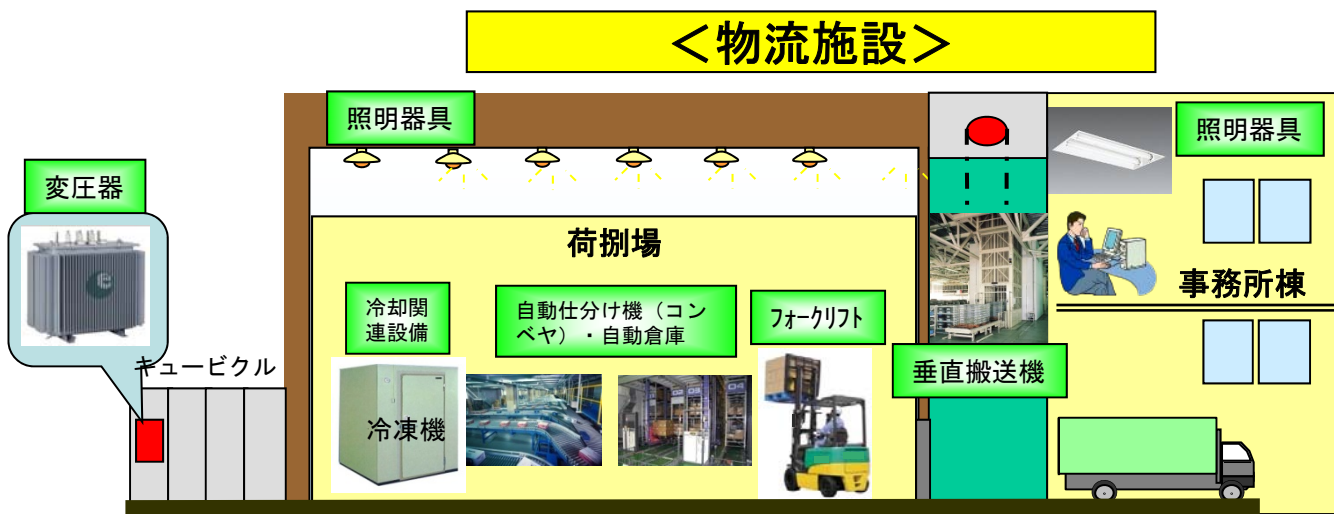
## 【対象設備】

変圧器、照明器具、運搬機器（フォークリフト（※）・垂直搬送機・自動倉庫・自動仕分け機（コンベヤ））、冷却関連設備  
※燃料系から電気系（バッテリー式）に代替

## 【支援内容】

対象事業に係る設備費、工事費等の総事業費の1/3を補助

### ①代替事業（買取又はリース方式）



【規模要件】延べ床面積1,500㎡以上の物流施設（自動車ターミナル及び貨物鉄道事業の用に供する施設並びに1物流施設あたり5台以上のフォークリフトの代替については施設規模要件なし。）。

【対象設備】フォークリフトは、変圧器、照明器具、運搬機器（フォークリフト以外の垂直搬送機・自動倉庫・自動仕分け機（コンベヤ））又は冷却関連設備のいずれかとセットで代替。

ただし、1物流施設あたり5台以上のフォークリフトの代替については、他の対象設備とのセットを要しない。

### ②物流施設省エネ推進事業（リース方式）



【規模要件】施設規模要件はなし。

【対象設備】物流施設省エネ推進事業者が、物流事業者の参加を募集・リース（25台以上）し、フォークリフトを代替。